資料３

令和３年９月22日改訂

香川県
まん延防止等重点措置

＜期間＞

令和３(2021)年８月20日(金)

～

令和３(2021)年９月30日(木)

実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の６及び第24条第９項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。 ※特措法第31条の６ まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等 ※第24条第９項 県民・事業者への感染防止の協力要請等
措置区域	高松市
期　　間	令和３年８月20日(金)～９月30日(木)

●県民への協力要請①【法第24条第９項】

香川県全域

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛 ※外出する場合にも極力一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている人と少人数で
- 他の都道府県間の不要不急の移動・往来を自粛
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取る
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動する
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールする
- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動を自粛
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底
- 感染リスクが高まる「５つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う

【県外から本県へ来県される皆様への働きかけ】

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認

●県民への協力要請②

高松市

- **路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛**

【法第24条第９項】

- **営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない**

【法第31条の６第２項】

- **混雑した場所等への外出の半減**　【法第31条の６第２項】

●事業者への協力要請①

香川県全域

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとる
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図る
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示する
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の７割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促す
- 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進する
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力する
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施する

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
・手洗い・手指消毒を徹底すること
・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

●事業者への要請等②

高松市

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第31条の６第１項】
- 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない
  ただし、「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」に限り、１グループ４人以内又は同居家族のみの利用の場合は、９月２５日から酒類の提供等が可能 【法第31条の６第１項】
- 飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛 【法第31条の６第１項】
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施する
  （※）入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など
  【法第31条の６第１項】
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第31条の６第１項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
  営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第９項】
  入場整理等（※）
  （※）施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限等を行うこと、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う
  【法第24条第９項】

●事業者への協力要請③【法第24条第９項】

高松市以外

- **飲食店への営業時間の短縮** 【法第24条第９項】
- **飲食店等以外の政令で定める施設について、**

  営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第９項】

  入場整理等（※）

  （※）施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実 施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など

- **百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う** 【法第24条第９項】

●イベントの開催についての協力要請【特措法第24条第９項】

香川県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100％以内※１	5,000人以下	21時まで※４
大声での歓声、声援等が想定される場合	50％以内※2、3		

※１ 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。
※２ 異なるグループ間では座席を１席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。５人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50％を超える場合がある。
※３ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。
※４ 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

・全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
・イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力要請を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

飲食店への営業時間短縮の第８次要請（要請内容変更）～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く			
対象区域	高松市内 【知事が定める区域】		高松市以外の市町	
根拠	特措法第31条の6第１項		特措法第24条第９項	
実施期間	令和3年9月13日（月）午前0時 ～ 9月30日（木）午後12時		令和3年9月13日（月）午前0時 ～ 9月30日（木）午後12時	
要請の内容	９月24日（金）まで	９月25日（土）以降	９月24日（金）まで	９月25日（土）以降
	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請	
	✓ 営業時間は、午前５時から午後８時までに限る		✓ 営業時間は、午前５時から午後８時までに限る	✓ 営業時間は、午前５時から午後９時までに限る
	✓ 飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請		✓ 『酒類の提供』は午後7時まで	✓ 『酒類の提供』は午後8時まで
	✓ 『酒類の提供（客の店内持込みを含む）を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供（客の店内持込みを含む）を行わない』よう要請	✓ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能	
	☆ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』についても、『上記の全て』において同様の取扱いとする。	☆ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、『酒類の提供』を午後7時半まで可能とする。	→ 9月8日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする（申請を取り下げた場合を除く）	→ 9月21日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする（申請を取り下げた場合を除く）

飲食店を経営されている皆様には、長期間の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第８次・協力金内容変更）～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
※第８次要請について、深夜営業をされている店舗について、９月13日（月）午前０時から午前５時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

対象区域	高松市内　【知事が定める区域】	高松市以外の市町	
実施期間	９月30日（木）まで	９月24日（金）まで	**９月25日（土）以降**
協力金の内容	※通常の営業時間が午前５時から午後８時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前５時から**午後８時まで**の時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前５時から**午後９時まで**の時間帯内の場合は、対象となりません。
	＜中小企業＞　前年度又は前々年度の１日当たりの売上高に応じて		
	３万円～10万円 ・１日当たりの売上高が７万５千円以下 →一律３万円／日を支払い ・１日当たりの売上高が７万５千円超 →１日当たりの売上高×0.4（上限10万円／日）	2.5万円～7.5万円 ・１日当たりの売上高が８万3,333円以下 →一律２万５千円／日を支払い ・１日当たりの売上高が８万3,333円超 →１日当たりの売上高×0.3　（上限７万５千円／日）	
		→上記に加え、 支払額の１割を県独自に支援	
	＜大企業＞　※中小企業においてもこの方式を選択可		
	前年度又は前々年度からの１日当たりの売上高の減少額の４割 →上限20万円／日	前年度又は前々年度からの１日当たりの売上高の減少額の４割 →上限20万円／日　又は　前年度若しくは前々年度１日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	
		→上記に加え、 支払額の１割を県独自に支援	

※本申請の申請受付要項は、10月中旬に公表します。
※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第８次）　～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第8次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、10月中旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**第8次（香川県全域（高松市・高松市以外）：令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで）**の間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店　定額 24万円（８日分）　**高松市以外の飲食店　定額 22万円**（８日相当分）

申請対象　※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 香川県全域（高松市・高松市以外）で９月13日（月）～９月30日（木）の時短等要請に全面的に協力いただける事業者
- ✓ 第１次～第４次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第８次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】

時短要請	第１次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	
【対象】高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間 8日分	本申請受付
【対象】高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間 8日分	

いずれかの協力金を支払い済

↑ **前払い金の対象**

※営業時間短縮協力金（第８次）
　早期一部支払いの制度詳細は、９月24日（金）に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

大規模施設等への営業時間短縮の第２次要請

１　実施期間（要請期間）

令和3年**9月13日（月）～　9月30日（木）**

２　対象区域

香川県全域

３　根拠

特措法第24条第９項

４　対象

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者
及び大規模施設のテナント等の事業者　　≪対象施設例は別紙≫

５　要請の内容

夜間営業している大規模施設を運営する事業者、及び大規模施設のテナント等の事業者に対し、
営業時間を午前５時から午後８時までとすること　（※イベント開催の場合は午後９時まで）

営業時間短縮協力要請の対象施設（例示）

種類	対象施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館　等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール　等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園　等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター　等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場　等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗　等 （生活必需物資を除く［※］）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗　等 （生活必需サービスを除く［※］）

※　生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療　等

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第２次）

● 支払い要件

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント等の事業者で、令和３年９月13日（月）から９月30日（木）までの全期間を通して、営業時間を午前５時から午後８時までとする短縮要請に、ご協力いただいた方（ただし、イベント開催の場合は午後９時まで）

※“一日”でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
※通常の営業時間が午後8時までの場合は、対象となりません。

●支払い額（主なもの）

（1）大規模施設を運営する事業者

時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円／日 × 短縮した時間 / 本来の営業時間 × 日数（定休日を除く）

（2）大規模施設のテナント事業者

時短営業した面積 100㎡ごとに2万円／日 × 短縮した時間 / 本来の営業時間 × 日数（定休日を除く）

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。
※営業時間短縮の状況が分かる資料（告知文やホームページの写真など）　が必要となります。